令和6年度 焼津市保育所徴収金(保育料)基準額表 (2号·3号用概要版)								
入所児童の属する世帯の階層区分				月額保育料			月額保育料	
階層	定義			3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定) ※		
区分				保育 標準時間	保育 短時間		保育 標準時間	保育 短時間
Α	国の促進及び永住帰	国後 給認	世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰の自立の支援に関する法律による支援 定保護者が児童福祉法第6条の4項第 世帯	0		0		
В		市	町村民税非課税世帯	0		0		
CK			C階層のうち母子世帯等及び 障害児等扶養世帯	7,000	7,000			
С		市	町村民税課税世帯 (均等割のみ課税)	15,000	14,700			
D1K			D1階層のうち母子世帯等及び 障害児等扶養世帯	7,000	7,000			
D1		市	町村民税所得割額 48, 600円未満	17,000	16,700			
D2K			D2階層のうち母子世帯等及び 障害児等扶養世帯	7,000	7,000			
D2		市	町村民税所得割額 57, 700円未満	20,000	19,600			
D3K			D3階層のうち母子世帯等及び 障害児等扶養世帯	7,000	7,000			
D3		市	- 町村民税所得割額 69, 000円未満	24,000	23,500		()
D4K			D4階層のうち母子世帯等及び 障害児等扶養世帯	7,000	7,000			
D4		市		27,000	26,500			
D5		市	町村民税所得割額 97, 000円未満	30,000	29,400			
D6		市	町村民税所得割額 133, 000円未満	37,000	36,300			
D7		市	町村民税所得割額 169, 000円未満	44,000	43,200			
D8		市	町村民税所得割額 235, 000円未満	50,000	49,100			
D9		市	町村民税所得割額 301, 000円未満	57,000	56,000			
D10		市	町村民税所得割額 397, 000円未満	60,000	58,900			
D11		市	町村民税所得割額 397, 000円以上	72,000	70,700			

<備 考>

- ※ 保育料は、児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は 3号認定の保育料が適用されます。 また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。
- 〇 保育料は、全階層、保護者の所得や兄姉の年齢に関係なく、第1子が全額、第2子以降は0円(給食費、教材費等は無償化の対象外)となります。
 - ・C~D4階層の母子世帯等についてはK階層を適用します。
- 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除·配当控除·外国税額控除·寄付金税額控除等の適用はありません。